

講評

香川高等専門学校 准教授

宮崎 耕輔

伊豆箱根バス のりば	行先	経由
1番 伊豆箱根バス	沼津港	アーク・沼津駅・沼津駅西口・沼津駅東口
2番 東海バス オレンジシャトル	沼津港	沼津港
3番 伊豆箱根バス 東海バスオレンジシャトル	沼津港	沼津港
4番 東海バス オレンジシャトル	沼津港	沼津港
5番 伊豆箱根バス	沼津港	沼津港
6番 東海バス オレンジシャトル	沼津港	沼津港
7番 伊豆箱根バス	沼津港	沼津港
8番 東海バス オレンジシャトル	沼津港	沼津港



富士急シティバス のりば	行先	経由
1番 富士急シティバス	ららぽーと沼津 沼津市立病院 東平沼	東高次町→西高次町→鮎川北→幸田町→西本田町→リコー前→新沼田→西沼田→(ららぽーと沼津)→(沼津市立病院)
2番 富士急シティバス	沼津市立病院 東平沼	東高次町→沼津市立病院→江原公園→明治史料館→西沼田→(ららぽーと沼津)→(沼津市立病院)→沼津港→鳥谷→(東平沼)
3番 富士急シティバス	高木台 あしたか運動公園	沼津港北口→沼津港→沼津市立病院→江原公園→明治史料館→西沼田→(ららぽーと沼津)→(沼津市立病院)→沼津港→鳥谷→(高木台)
4番 富士急シティバス	ららぽーと沼津 東田子の浦駅 原田池	大手町→沼津港北口→沼津港→沼津市立病院→江原公園→明治史料館→西沼田→(ららぽーと沼津)→(沼津市立病院)→沼津港→鳥谷→(原田池)
6番 富士急シティバス	沼津中央高校前 沼津工団地入口 沼津工団地	沼津中央高校前→市立高校前→加藤学園入口→沼津市立病院→天神ヶ尾→宮下→光長寺→門地中→三明寺入口→(北小林)

沼津港海水浴場
沼津市立博物館
あしたか運動公園
沼津市明治資料館
沼津アルプス

バスのりば案内

Bus Stop Information

photo : Kosuke Miyazaki (23rd December 2019)

ふりかえり（1）

- 本日のテーマは、「交通事業者間の連携方法」
- MaaS（Mobility as a Service）等を推進するためには、関係者間の連携が極めて重要！
 - 連携ができるのは信頼関係があつてのみ！

バーミンガム での Whim の検索結果の例 (2018年12月の状況)



09:46 - 10:17

09:46

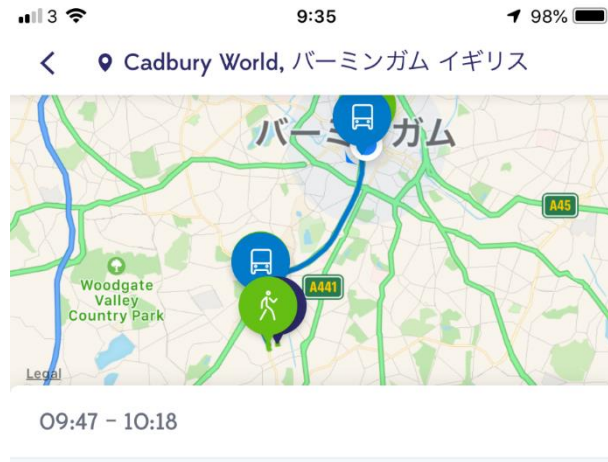
09:47 Walk
09:53 Birmingham New Street

09:53 Train West Midlands
Trains
10:06 Bournville

10:06 Walk
10:17 Cadbury World, バーミンガム イギリス

10:17

This itinerary is not available



09:47 - 10:18

09:47

09:47 Walk
09:52 Holloway Circus O2 Academy (Stop Hf1)

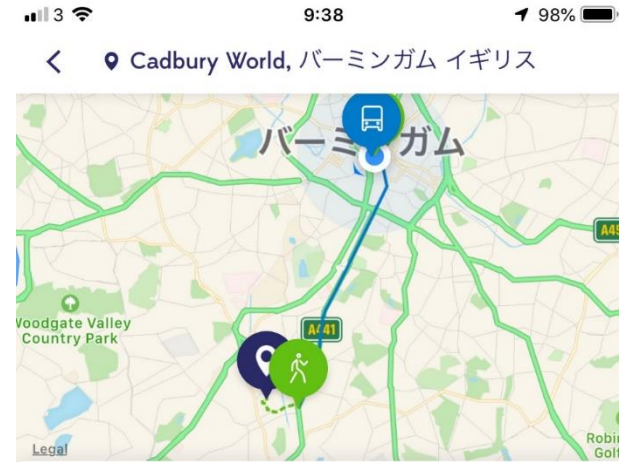
09:52 Bus 61
10:09 Sainsbury's (Stop Sc)

10:09 Walk
10:09 Sainsbury's (Stop Sd)

10:09 Bus 11A Outer Circle
10:13 Woodbrooke Rd

10:13 Walk
10:18 Cadbury World, バーミンガム イギリス

START TRIP



09:38 - 10:14

09:38

09:39 Walk
09:40 Station Street (Stop Ns11)

09:40 Bus 45
09:59 Hazelwell St

09:59 Walk
10:15 Cadbury World, バーミンガム イギリス

10:14

START TRIP

ふりかえり（２）

● 『交通事業者間の連携』は、対話が重要！

- とはいうものの、対話すらできない（テーブルに着くことすらできない場合が少なくない）。
- 対話のきっかけは様々！
 - たとえば、沼津市役所の取組みから
 - 「各主体の目線からの課題の抽出」により、多方面からの気づきを明確化
 - » 利用者目線
 - » 事業者目線
 - » 行政目線

● 担当者レベルで合意ができてても、それぞれの組織の上司を説得しなければ、前に進めない！

- **上司を説得することが重要！**
- 小さな成功体験の積み重ね。など。

まとめにかえて

関係者の責務と役割（交通政策基本法から）

法政上, 財政上の措置等
(第13条)

国の責務（第8条）

- 基本理念にのっとり, 交通に関する施策を総合的に策定・実施
- 情報提供等による国民等の理解の増進と協力の確保

地方公共団体の責務（第9条）

- 基本理念にのっとり, 国と適切な枠割り分担の下, その区域の諸条件に応じた施策を策定・実施
- 情報提供等による住民等の理解の増進と協力の確保

関係者の連携・協力（第12条）

事業者等の責務（第10条）

- 業務を適切に実施するとともに, 国・地方公共団体の施策に協力
- 基本理念にのっとり, 業務の実施に当たって正確・適切な情報提供

国民等の役割（第11条）

- 基本理念についての理解を深め, 自ら取り組むことができる活動を主体的に実施
 - 国・地方公共団体の施策に協力
- 基本理念の実現に積極的な役割